

(執筆者の許諾を得て掲載しております)

2022年10月19日 日本経済新聞(令和4年10月19日朝刊)「スポーツの力」

編集委員 北川和徳

国内の大半のスポーツ競技団体にとって活動資金の確保は常に悩みの種であり、知恵の絞りどころ。日本ライフル射撃協会の松丸喜一郎会長から、ふるさと納税制度を使って2021年分として112万円の収入があったと聞いて、そんなやり方もあるのかと感心した。他の競技団体にも参考になりそうだ。

東京都新宿区は21年度から「ふるさと新宿区わがまち応援寄附金」を導入した。同区内に主要な事業所があつて公益的活動をしている団体を対象に、個人が支援先を指定して寄付できる制度。寄付金額の3割は区に入り、7割が指定した団体に交付される。

同区内の国立競技場の近くには日本スポーツ協会(JSP0)、日本オリンピック委員会(JOC)をはじめ、ライフル射撃協会など多数の中央競技団体が入居する「ジャパン・スポーツ・オリンピック・スクエア」がある。公益法人ならばスポーツ団体もこの制度の対象となる。

松丸氏は以前からスポーツ関係の公益法人をふるさと納税の寄付先に指定できるよう新宿区に要望していた。協会のホームページと各地方の加盟団体を通じて、新たな制度を紹介して協会の大人の登録会員に支援を募ったところ、21年12月までに14人から計160万円の寄付が同区にあり、22年度に112万円が交付された。

松丸氏は「告知が秋になったことを考えれば、予想以上に集まった。毎年続けて徐々に増やしていきたい」と話す。112万円の半分は同協会、半分は地方の加盟団体に回し、ともに競技の普及、ジュニアの発掘育成に活用するという。

競技者やファンに限られるライフル射撃で112万円なら、競技人口が多い団体ならかなりの収入になるだろう。五輪などの国際大会で代表選手が活躍した後は、寄付が増えることも考えられる。

だが、現時点では五輪競技で活用しているのはライフル射撃だけ。新宿区によると、導入したばかりで知られていないこともあり、21年の同制度を使っての寄付は全体でも10団体程度だったという。

ふるさと納税制度は、それぞれの限度額内なら実質2000円の負担で、ご当地ならではの返礼品がもらえることで人気がある。自治体などの了解、協力が必要になるが、スポーツ関

連でもお金をかけない魅力的な特典を用意できるかもしれない。競技団体が、寄付がもらえるほど競技者やファンに支持されるにはどうすべきかを考えるきっかけにもなる。